

# 第18問

## 問題文

次の事例について、以下の設問(1)～(3)について答えよ。

### [事例]

A国で死刑判決を受けた受刑者Xは、刑務所を脱獄し、B国に不法入国した。その後、B国の警察はXを不法入国および不法滞在の罪で逮捕した。A国はB国に対し、Xの引渡しを求めた。A国とB国の中には犯罪人引渡条約が締結されており、B国はXをA国に引き渡すことを決定した。

Xは、自らを政治犯と主張し、併せてこの犯罪人引渡しは、B国が締約国である「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」第6条第1項に違反するとB国の国内裁判所に訴えた。しかし、国内裁判所は、Xのこれらの主張を認めなかつた。そこで、Xは、国内的救済を尽くした後、B国が「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書(自由権規約第1選択議定書)」の締約国であったので、個人通報制度を利用し、自由権規約委員会にこの犯罪人引渡しは自由権規約第6条第1項に違反すると訴えた。

なお、B国は、いわゆる死刑廃止国であり、「死刑の廃止をめざす『市民的及び政治的権利に関する国際規約』の第2選択議定書(自由権規約第2選択議定書)」の締約国である。B国は第2選択議定書の批准に当たって、いかなる留保も付していない。

- (1) 国際法上の犯罪人引渡し制度を説明した上で、同制度について多くの国で成立している原則を三つ挙げ、それぞれの内容について説明せよ。ただし、設問(2)で挙げる原則はこの三つには含まれないものとする。
- (2) 政治犯不引渡しの原則について説明せよ。なお、説明に際しては、政治犯であるかどうかを判断する認定基準の説明を含めなさい。
- (3) 死刑廃止国であるB国は、XのA国への引渡し、また引渡し後に生じると思われる死刑について、自由権規約上何らかの義務違反に間われることがあるか。あるとすればどのような点かについて論ぜよ。

### (参考)

#### ○市民的及び政治的権利に関する国際規約

第2条 1 この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。

第6条 1 すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。

- 2 死刑を廃止していない国においては、死刑は、犯罪が行われた時に効力を有しており、かつ、この規約の規定及び集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に抵触しない法律により、最も重大な犯罪についてのみ科することができる。この刑罰は、権限のある裁判所が言い渡した確定判決によってのみ執行することができる。
- 3 生命の剥奪が集団殺害犯罪を構成する場合には、この条のいかなる規定も、この規約の締約国が集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の規定に基づいて負う義務を方法のいかんを問わず免れることを許すものではないと了解する。
- 4 死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる。
- 5 死刑は、18 歳未満の者が行った犯罪について科してはならず、また、妊娠中の女子に対して執行してはならない。
- 6 この条のいかなる規定も、この規約の締約国により死刑の廃止を遅らせ又は妨げるために援用されてはならない。

**第 7 条** 何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

○市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（自由権規約第 1 選択議定書）

**第 1 条** 規約の締約国であってこの議定書の締約国となるものは、その管轄の下にある個人であって規約に定めるいずれかの権利を当該締約国によって侵害されたと主張する者からの通報を、委員会が受理し、かつ、検討する権限を有することを認める。委員会は、規約の締約国であるがこの議定書の締約国ではない国に関する通報を受理してはならない。

**第 2 条** 第 1 条の規定に従うことを条件として、規約に掲げるいずれかの権利が侵害されたと主張する個人であって利用しうるすべての国内的救済措置を尽くしたものには、検討のため、書面による通報を委員会に提出することができる。

○死刑の廃止をめざす『市民的及び政治的権利に関する国際規約』の第 2 選択議定書（自由権規約第 2 選択議定書）

**第 1 条** 1 この議定書の締約国の管轄内にある者は、何人も死刑を執行されない。  
2 各締約国は、その管轄内において死刑を廃止するためにあらゆる必要な措置をする。

**第 5 条** 1966 年 12 月 16 日に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 1 選択議定書の締約国に関しては、当該締約国が批准または加入の際に別段の声明を行っていない限り、その管轄の下にある個人からの通報を受理しつつ検討する人権委員会の権限は、この議定書の規定にも及ぶ。

（国総 平成 24 年 専門記述式 国際法）

## 解説

### 第1 問題点

犯罪人の引渡しについて、制度の概要や死刑制度との関係を踏まえて論じることが求められている。

### 第2 犯罪人の引渡し

#### 1 意義

自国内で犯罪を犯した者が外国の領域内に逃げ込んだ場合、外国にいる個人に直接裁判権を及ぼして逮捕・訴追を行えば、当該外国の主権侵害として違法行為となるため、当該外国に対して犯罪人の引渡しを請求することになる。

一方、各国家は領域主権の効果として、外国人の入国を認める裁量を有しており、これは他国で犯罪を犯した者に対してであっても変わらない。よって、犯罪人引渡し条約を締結していない限り、国家は犯罪人引渡しの請求に応じる義務はない。なお、実際には相互主義の保証を条件として引渡しを認める場合や、国際礼讓として引き渡す場合もある。

#### 2 犯罪人引渡しにおける原則

犯罪人引渡しにおいては、以下の原則が成立している。これに政治犯不引渡原則も加えて4原則とするのが一般的だが、これは設問(2)で問われており、設問(1)では設問(2)で挙げる原則を除く三つを指摘すべきとされていることに注意したい。

##### (1) 双罰性の原則

犯罪人引渡しが認められる場合でも、全ての普通犯罪を対象にせず、相當に重い犯罪であって、請求国及び引渡国（被請求国）の双方の法律で処罰されるものでなければならないと条約で定められるのが一般的である。一方でしか罰せられない犯罪について引渡し義務を認めれば、処罰可能な国家からの請求について相手国は応じる義務が生じるのに対し、処罰不可能な国家からはそもそも引渡請求がなされないことになり、義務の不均衡が生じるためである。

具体的には、犯罪類型の双方性（同一の罪名・構成要件である必要はない。）、刑罰の重さの双方性、管轄権の双方性（自国領域外で行われた犯罪について管轄権を行使できる国内法等がある。）全てが認められる必要がある（ピノチェト事件 イギリス貴族院判決 1999.3.24【百選22】）。

##### (2) 特定性の原則

請求国が処罰できるのは引渡しの理由となった犯罪についてのみであるという原則をいう。政治犯罪（革命等、政治的な目的を持つ行為で、その国家の法律で処罰されることとなっている犯罪）で処罰する目的で、普通犯罪（殺人、窃盗のような通常の犯罪）を理由に引渡しを求めるというような事態を避けるためである。犯罪人の保護のための原則であると同時に、双罰性の原則を確保する意義を有する。

##### (3) 自国民不引渡原則

自国民保護の見地から、犯罪人として引き渡されるのは請求国又は第三国の国籍を有する者に限られるという原則である。これを定めている国家も少なくないが、国家によって国内法制度や国家実行が異なっており、慣習国際法化している

とまではいえないだろう。なお、引渡条約においては、国家の裁量によって自国民を引き渡すことは可能であるとの条項が挿入される場合も多い。

### 第3 政治犯不引渡しの原則

#### 1 意義

政治犯不引渡しの原則とは、犯罪人の引渡しは普通犯罪についてのみ行われ、政治犯罪については行われないとの原則をいう。政治信条の自由や基本的人権の保障が確立されるにつれ、国際社会で定着してきた原則である。

同原則が慣習国際法になっているか否か、また、同原則は国家の権利なのか義務なのかについては争いがある。尹秀吉事件の地裁判決（東京地判 1969.1.25）は、同原則は国家の義務を規定する慣習国際法であると判断したが、控訴審（東京高判 1972.4.19）及び上告審（最判 1976.1.26）は慣習国際法の義務であることを認めなかった。しかし、学説上地裁の内容を支持する見方が多数であり、多くの国内法においても政治犯不引渡し原則は義務の形で規定されていることから、慣習国際法になっていると論じても構わないだろう。

#### 2 政治犯罪の定義

政治犯罪は、革命、陰謀や非合法な政治的結社のように専ら政治的秩序を害する行為である「絶対的政治犯罪」と、政治的な目的を実現するために殺人や放火等の普通犯罪を行う「相対的政治犯罪」に区分される。絶対的政治犯罪に不引渡し原則が適用されることには争いがないが、相対的政治犯罪については争いがある。

一般的には、政治的な目的があるとはいえ侵害される法益は普通犯罪と同じである以上、一定の基準に基づいて処罰の対象とすべきと解されている。そこで、相対的政治犯に不引渡し原則を適用するか否かの判断が必要となるが、犯罪の動機の政治性や実行された普通犯罪の危険性などを踏まえて個別的原因される。その際の判断基準としては、普通犯罪としての性質と政治的犯罪としての性質を比較衡量し、いずれが優越するかによって決する方法が広く採用されている（優越の理論）。具体的には、その行為は真に政治目的によるものであったか否か、その行為は客観的に見て政治目的を達成するのに直接的で有用な関連性を持っているか否か、行為の内容、性質、結果の重大性等は、意図された目的と対比して均衡を失っておらず、犯罪が行われたにもかかわらず、なお全体として見れば保護に値すると見られるか否かを考慮し、政治犯的性質が普通犯罪的性質をはるかにしのぐ場合に、引渡しが否定される（張振海事件）。

ただし、国家元首等への暴力犯罪（加害条項）又は二国間・多数国間条約による排除がなされている場合には、例外的に引渡しが可能である（例えば、二国間条約日韓犯罪人引渡し条約3条(c)(i)及び(ii)ではその旨が記載されている。）。

### 第4 死刑制度と犯罪引渡し

XはA国では死刑判決を受けているため、XがA国に引き渡されれば死刑が執行され得る状況にある。すなわち、B国がXをA国に引き渡すことは、間接的にXの死刑執行を許容することになる。そこで、死刑廃止国であり自由権規約の締約国であるB国がXをA国に引き渡すことは、自由権規約6条1項及び第2選択議定書1条2項に反しないかが問題となる。

ジャッジ事件（自由権規約委員会見解 2003.8.5【百選 49】）によれば、条約法に関するウィーン条約 31 条 1 項に従って解釈すると、自由権規約 6 条 1 項により、死刑廃止国はいかなる状況下でも死刑廃止の遵守を義務付けられることになる。同条 2 項から 6 項の定める例外は死刑存置国のみが享受できるものであり、死刑廃止国は、退去強制であれ引渡しであれ、死刑が宣告されると合理的に予想される場合には、死刑不執行の保証なく自国の管轄下から個人を国外退去させてはならないということになる。これに従って考えるならば、本件では、死刑廃止国である B 国は、A 国で既に死刑判決を受けた X を死刑不執行の保証なく A 国に引き渡すことは自由権規約 6 条 1 項違反となるだろう。そして、自由権規約第 2 選択議定書 1 条 2 項では、「各締約国は、その管轄内において死刑を廃止するためにあらゆる必要な措置をとる。」と規定されており、同条項にも違反すると考えられる。

また、ソーリング（ゼーリング）事件では、拘禁条件、死刑判決から執行までの平均的期間、死刑執行方法、申立人の年齢、精神状態等を考慮して、死刑宣告国への引渡しが自由権規約 3 条違反になる場合があることを認めた。もっとも、本問においては、これらの事実関係は明らかでないため、自由権規約 3 条違反については言及しなくて構わないだろう。



## 解答例

### 1 第1 設問(1)

#### 1 犯罪人引渡し制度について

自国内で犯罪を犯した者が外国の領域内に逃げ込んだ場合、外国にいる個人に直接裁判権を及ぼして逮捕・訴追を行えば、当該外国の主権侵害として違法行為となるため、当該外国に対して犯罪人の引渡しを請求することになる。

一方、各国家は領域主権の効果として、外国人の入国を認める裁量を有しており、これは他国で犯罪を犯した者に対してであっても変わらない。よって、犯罪人引渡し条約を締結していない限り、国際法上、国家は犯罪人引渡しの請求に応じる義務はない。もっとも、相互主義の保証を条件として引渡しを認める場合や国際礼讓として引き渡す場合もある。

#### 2 犯罪人引渡しの三原則

##### (1) 双罰性の原則

引渡対象の犯罪は請求国・被請求国双方において犯罪でなければならぬとの原則をいう。一方でしか罰せられない犯罪について引渡し義務を認めれば、処罰可能な国家からの請求について相手国は応じる義務が生じるのに対し、処罰不可能な国家からはそもそも引渡請求がなされないことになり、義務の不均衡が生じるためである。

具体的には、犯罪類型の双方性、刑罰の重さの双方性、管轄権の双方性が認められる必要がある（ピノchet事件）。

##### (2) 特定性の原則

請求国が処罰できるのは引渡しの理由となった犯罪についてのみで

### 2

あるという原則をいう。犯罪人の保護のための原則であると同時に、政治犯罪で処罰する目的で普通犯罪を理由に引渡しを求めるという形で双罰性の原則が潜脱されることを防ぐ意義を有する。

##### (3) 自国民の不引渡しの原則

自国民保護の見地から、犯罪人として引き渡されるのは請求国又は第三国の国籍を有する者に限られるという原則をいう。同原則は、慣習国際法化しているとまではいえず、引渡し条約においては、国家の裁量によって自国民を引き渡すことは可能であるとの条項が挿入される場合も多い。

### 第2 設問(2)

#### 1 政治犯不引渡原則とは、犯罪人の引渡しは普通犯罪についてのみ行われ、政治犯罪については行われないとの原則をいう。政治信条の自由や基本的人権の保障が確立されるにつれ、国際社会で定着してきた原則である。

日本の国内裁判所では、同原則が慣習国際法になっているかどうかの判断が分かれている（尹秀吉事件地裁・高裁判決）が、多くの国内法においても政治犯不引渡原則は義務の形で規定されているのが現状である。

#### 2 ここで、政治犯罪には、専らある国の政治的秩序を害する絶対的政治犯罪と、政治目的を実現するために行われた普通犯罪である相対的政治犯罪とがある。

政治犯不引渡原則が絶対的政治犯に適用されることは争いがない。一

- 3 方、相対的政治犯については、普通犯罪としての性質と政治的犯罪としての性質を比較衡量し、いざれが優越するかを個別的に判断し、政治犯不引渡原則が適用されるか否かを判断すべきとするのが一般的である。具体的には、その行為が真に政治目的によるものであったか否か、その行為は客観的に見て政治目的を達するのに直接的で有用な関連性を持っているか否か、行為の内容、性質、結果の重大性等は、意図された目的と対比して均衡を失っておらず、犯罪が行われたにもかかわらず、なお全体として見れば保護に値すると見られるか否かなどが考慮される（優越性の原則／張振海事件）。

第3 設問(3)

- 1 自由権規約第2選択議定書の締約国であり、死刑廃止国であるB国が、A国で死刑判決を受けているXをA国に引き渡すことは、間接的にXが死刑に処せられることを許容することになるため、自由権規約6条1項及び第2選択議定書1条2項に違反する可能性がある。
- 2 条約法に関するウイーン条約31条1項に従って解釈すると、自由権規約6条1項により、死刑廃止国はいかなる状況下でも死刑廃止の遵守を義務付けられることになる。同条2項から6項の定める例外は死刑存置国のみが享受できるものであり、死刑廃止国は、退去強制であれ引渡しであれ、死刑が宣告されると合理的に予想される場合には、死刑不執行の保証なく自国の管轄下から個人を国外退去させてはならないということになる（ジャッジ事件）。

本件において、XはA国で死刑判決を受けていることから、A国に引

- 4 き渡せば判決に従って死刑が宣告されると合理的に予想される。  
したがって、A国からXの死刑不執行の保証を受けない限り、B国がXをA国に引き渡すことは自由権規約6条1項及び第2選択議定書1条2項に違反する。

以上